

出雲市・斐川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関すること。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 職員の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、第1項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて島根県職員を助言者として支援要請することができるものとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職の代理

3 班長は、上司の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の管理
- (2) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (3) 班相互間の連絡及び調整

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算の調製
- (4) 規程、要領等の制定改廃

- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項
(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会との調整に関する事。
- (2) 職員研修会の実施に関する事。
- (3) 協議会だよりの編集及び発行に関する事。
- (4) 事務事業実態調査の取りまとめに関する事。
- (5) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (6) 職員の出張命令に関する事。
- (7) その他事務局の運営に係る基本方針に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務条件については、職員が所属する市町及び関係機関の例によるものとする。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与については、職員が所属する市町及び関係機関の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

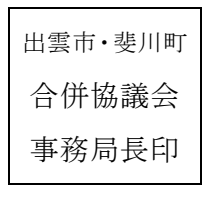
附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

| 班名 | 分掌事務 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務班 | 1 合併市町村基本計画に関すること。 2 新市の財政計画に関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 庶務及び会計に関すること。 5 合併の諸手続に関すること。 6 合併に係る広報に関すること。 7 合併に係る資料の編纂に関すること。 8 人事に関すること。 9 報酬等支給に関すること。 10 予算編成に関すること。 11 その他他の班に属さないこと。 |
| 調整 1 班 | 1 総務・企画に関すること。 2 財政に関すること。 3 議会に関すること。 4 消防に関すること。 |
| 調整 2 班 | 1 住民・福祉に関すること。 2 教育・文化に関すること。 3 産業に関すること。 4 建設・上下水道に関すること。 |

別表第 2 (第 8 条関係)

| | | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 名 称 | 出雲市・斐川町合併協議会会長の印 | 出雲市・斐川町合併協議会事務局長の印 |
| 2 ひな形 |  |  |
| 3 寸 法 | 2.1 cm × 2.1 cm | 1.8 cm × 1.8 cm |
| 4 書 体 | 古印体 | 古印体 |
| 5 用 途 | 対外全般 | 対外全般 |